

アクティビティノート <第261号>

2018年10月度の受付相談事例を中心に記載しています。

1. 相談業務
 - 1-1 2018年10月度相談受付件数 ……p.2
 - 1-2 受付相談事例および内容の紹介 ……p.3～9
2. ちょっと注目
『DIYで思わぬ事故を起こさない為に～②漆喰』 ……p.10
3. コラム
『アク代官と鍋奉行』 ……p.11～12

TOPICS

**DIYで思わぬ事故を起こさない為に
～②漆喰～**

シリーズで掲載している“DIYで思わぬ事故を起こさない為に”。今月は「漆喰」です。家庭で簡便に塗れるように工夫された製品もでており、トライしてみようという方も増えています。「漆喰」を塗る際に注意すべき事柄は…

**アク代官と鍋奉行**

鍋物が美味しい季節になってきました。鍋物を仕切る人を鍋奉行と言いますが、アクをこまめに取り除く人はアク代官と言うそうです。今月は、色々な食材から出る“アク”がテーマです。

1. 相談業務

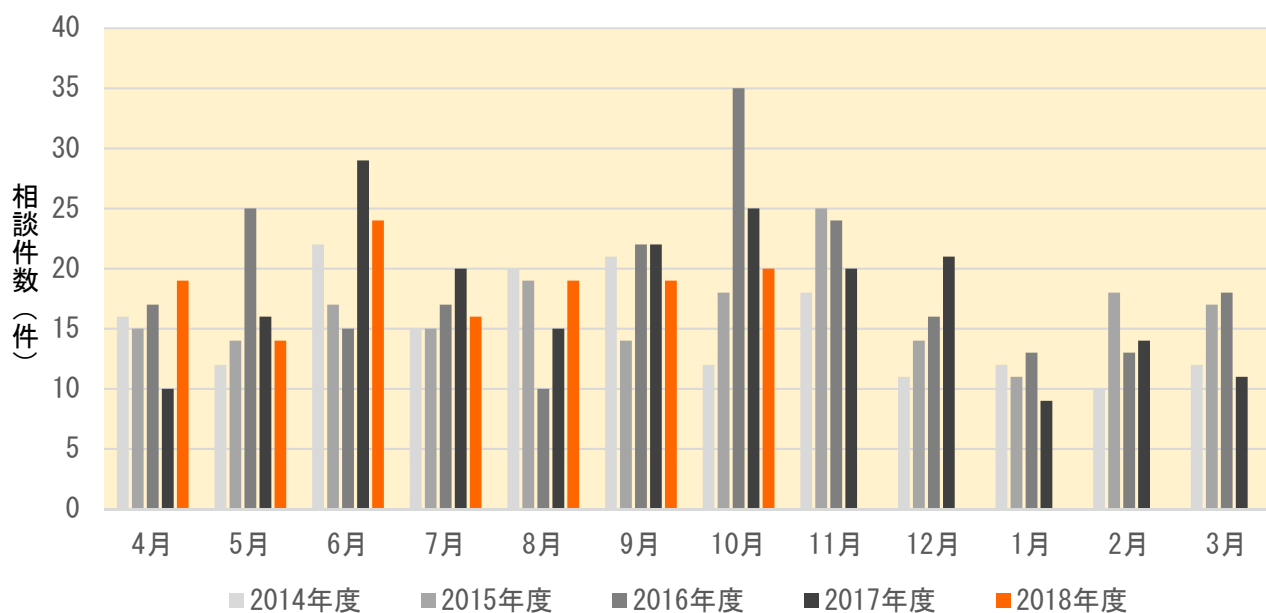
1. 1 相談受付件数

2018 年 10 月度相談受付件数 (9/26~10/24 実働:20 日)

	事故クレーム 関連相談	品質クレーム 関連相談	クレーム関連 意見・報告等	一般相談等	意見・報告 等	合計	構成比
消費者・ 消費者団体	3	3	0	4	0	10	50%
消費生活 C・ 行政	3	0	0	4	0	7	35%
事業者・ 事業者団体	0	0	0	2	0	2	10%
メディア・ その他	0	0	0	1	0	1	5%
合計	6	3	0	11	0	20	
構成比	30%	15%	0%	55%	0%		100%

相談内容区分 (改定 2008 年 8 月)

事故クレーム関連相談	製品の欠陥や誤使用などによって人的・物的な拡大被害が発生したもの
品質クレーム関連相談	拡大被害を伴わない、製品そのものの品質や性能に関する苦情
クレーム関連意見・報告等	事故の報告や品質の苦情に関する意見・要望など、当センターからコメントを出さないもの
一般相談等	一般的な相談・問合せ等
意見・報告等	一般的な意見・報告・情報の提供を受けたもの



相談受付数の推移 (2014~2018年度)

1. 2 受付相談事例および内容の紹介

※「臭い」と「ニオイ」の区別について

不快または好ましくない場合を「臭い」とし、柔軟剤・芳香剤・化粧品・香水等のように意図的に付加した場合を「ニオイ」と表記することにしてあります。「ニオイ」としたのは、意図的に付加した場合でも、不快と感じる方がいるため、中立的なイメージとして表現しました。ただし、不快臭を付加した場合（ガス臭等）は「臭い」とすることにしてあります。

◆品質クレーム関連相談

- ◆ <新築の壁のコンセントから液ダレとクロスにシミ> 2年7ヶ月前に新築。壁のコンセント部から青い液が垂れてきて、周辺の壁紙にも黄色いシミが出てきた。ハウスメーカーに申し出たところ、壁の内部の結露に起因しているのではとの説明で1年前に壁紙の張替えとコンセント部に気密カバーをつける対応をしてもらった。最近になり同様の現象が再発している。ハウスメーカーは再度、壁紙の張替え対応すると言っているが、コンセント部に水分があることから漏電するのではないかと不安。安心して生活するために原因を明確にし、根本的に解決したい。住宅購入時に住宅瑕疵担保責任保険に加入しており、公益財団法人住宅リフォーム・紛争処理支援センターの案内は手元にある。化学製品PL相談センターはインターネットで知った。(若年の男性) <消費者>

⇒当センターとしては、お伺いした話から原因を特定することは出来かねます。紛争処理に関しては、住まいのダイヤル（公益財団法人住宅リフォーム・紛争処理センターの電話相談窓口；http://www.chord.or.jp/consult_tel/call.html）をご利用になってはいかがでしょうか。また、漏電の危険性については、お住まいの地域の電気保安協会に問い合わせみてはいかがでしょうか。

- ◆ <門扉に使用されていたボルトが破損> 大手エクステリアメーカーの門扉に使用していたステンレス製のボルトの頭の部分が破損した。メーカーに申し出たところ対応はするが、代理店経由で申し出るように言われた。現物を渡したくないので自分で製品の品質を調べたいが、化学製品PL相談センターで調べることができるか。化学製品PL相談センターは消費生活センターから紹介された。(中高年の男性) <消費者>

⇒当センターでは検査等を行っておりません。独立行政法人 製品評価技術基盤機構の「原因究明機関ネットワーク」(<http://www.nite.go.jp/jiko/network/>)、及び独立行政法人 国民生活センターのウェブサイト(http://www.kokusen.go.jp/test_list/)に、商品テストを実施する機関のリストが掲載されていますので、ご参照ください。なお、検査費用はご自身の負担となります。

- ◆ <新築のコンセントに青錆発生> 2年10ヶ月前に新築した家のコンセントの1箇所が青くなったのでハウスメーカーに申し出たところ、断熱材に使われている一部の成分と銅が反応したものと回答であった(ハウスメーカーから断熱材メーカーに問い合わせた結果)。この物質の安全性はどうか。化学製品PL相談センターはインターネットで知った。(若年の男

性) <消費者>

⇒当センターでは、原因調査や成分分析はお受けしておらず、またお伺いした話からは生成したとされる物質の特定ができませんので、安全性についての回答はできかねます。ハウスメーカーまたは断熱材メーカーに見解を求められてはいかがでしょうか。

◆事故クレーム関連相談

- ◆ <石けんで浴室の樹脂製床に黒ずみ> 「加齢臭が取れるという炭や泥が配合された浴用石けんを使用していたところ、ユニットバスの樹脂製の床が黒ずんできた。当該石けんは使用して5年になるが、その間3回引越しをしており、2回目まではそのようなことはなかった。ユニットバスのメーカーに申し出たところ、担当者が自宅を訪問し、洗浄を行なった。黒ずみは薄くなったが、完全には落ちなかった。担当者からは、黒ずみの原因は石けんにあるのではとの説明があった。石けんのメーカーに問い合わせたところ、過去に同様の相談はなく、原因調査のための家庭訪問はできないとの対応であった。自分としては石けんを疑っており、汚れを分析することで原因究明したい」という相談を中高年の女性から受けている。相談者は原因を究明して責任の所在を明らかにし、ユニットバスを新しいものに交換して欲しいと考えている様子。石けんが原因でこのようなことは起こるのか。<消費者>

⇒浴室の代表的な汚れに石けんカスがあります。これは身体から出る皮脂汚れや石けんの成分である脂肪酸が水道水中に含まれるカルシウムと結合して、水に溶解難いカルシウム石けんとして床、洗面器、椅子などに沈着するものです。通常、浴室用洗剤でこまめにお掃除することで落とすことができますが、放置すると他の汚れを巻き込んで黒ずんだり、落ち難い汚れになることがあります。相談者宅の浴室汚れも石けんカスである可能性は十分に考えられます。しかし、日常的な使用の中で汚れていくものですので、それをもって石けんの欠陥と見なすのは難しいように思われます。

- ◆ <浴室のタイルが浴室用洗剤で洗浄後に白くなった> 「浴室をエアゾールタイプの浴室用洗剤で洗ったら、紺色のタイルが真っ白になってしまった。製造メーカーに問い合わせたところ、白くなったのはケイ酸カルシウムなどの水垢汚れによるものだと言われた。この汚れは洗剤のせいではなかったものなのか」という相談を受けている。どのようなことが起こったと考えられるのか。<消費生活C>

⇒浴室の代表的な汚れに石けんカスと水垢汚れがあります。石けんカスは石けん成分や、体から出た皮脂が分解した脂肪酸が、水道水中に含まれるカルシウムなどの金属成分と結合してできる汚れです。放置すると落ちにくくなりますが、浴室用洗剤で落とすことができます。一方、水垢汚れは水道水中に含まれるケイ酸塩などの無機物が、次第に蓄積したものです。軽い汚れのうち比較的簡単にこすり落とすことができますが、長期間放置して固着すると浴室用洗剤では落とすことができません。この石けんカスと水垢汚れが混在している場所を浴室用洗剤で洗うと、石けんカスが落ちて、水垢汚れが残ります。水垢汚れは白っぽい色をしていますので、返って目立ってしまうことがあります。お伺いした話からは、そのような状況になっていると考えられます。水垢汚れを落とすには、浴室用のクレンザーで軽く擦り落とすよう

にするとよいでしょう。また、水垢汚れを蓄積させないように、こまめに洗浄し、その後水気をふき取っておくとよいでしょう。

- ◆ <防蟻剤で体調不良> 「業者に頼んで白ありの予防工事をしてもらったところ、施工後もニオイが残っており、2、3ヶ月前から、左手や股関節のリンパに腫れが出てきた。未だ医療機関に受診していないが、これは防蟻剤の影響と考えてよいだろうか」という相談を受けている。化学製品PL相談センターを紹介しても良いだろうか。〈消費生活C〉

⇒体調不良が続いているようでしたら、まずは医師の診察を受けることをお勧めします。防蟻剤についての一般的な質問や薬剤の安全性情報についてのご質問であれば、当センターをご紹介頂いて結構です。しかし、体調不良の原因調査、業者とのあっせん、調停等をご希望の場合は当センターではお扱いできかねます。白あり駆除に関連したトラブル全般については、日本しろあり対策協会が相談窓口を設けていますので、そちらをご紹介されてはいかがでしょうか。

- ◆ <車用の芳香剤で体調不良> 自分は化学物質過敏症を発症したのだろうか。仕事で使う営業車に設置されている芳香剤のニオイで、頭痛、吐き気、倦怠感などの体調不良となる。芳香剤は7人乗りの車に6個設置されていたので、会社に掛け合って1個に減らしてもらったが改善しない。会社からは、お客様を訪問する際のエチケットとして、生活臭を消す目的で設置しているものなので無くすことはできないと言われている。自宅では、スプレータイプの消臭剤を使っているが症状は現われず、営業車の芳香剤で発症するようである。症状をインターネットで調べていて、化学物質過敏症ではないかと考えるようになった。しかし、近くに専門外来がないので診察は受けていない。何かよい対処方法はないだろうか。化学製品PL相談センターは消費生活センターから紹介された。(若年の女性)〈消費者〉

⇒当センターは医療機関ではありませんので、化学物質過敏症であるか否かの判断はしかねます。近くに専門外来がないとのことですが、体調不良が続いているようですので、自己判断をせずに、まずは掛かりつけの医師の診察を受けることをお勧めします。また、生活臭などの消臭方法は複数あり、芳香剤による消臭は感覚的消臭と言って、香りを空間に放つことで生活臭をマスキングし、感じ難くするものです。これに対しスプレー式消臭剤には、化学的消臭といって悪臭成分を化学反応で臭わなくする働きがあります。お伺いしたお話から、営業車での使用にはスプレー式消臭剤がより目的に適っていると思われます。スプレー式消臭剤では発症しないとのことですので、変更を提案してみてもはいかがでしょうか。

- ◆ <浴室のリフォームで喉の痛み> 築45年のマンションを購入し、不動産会社から紹介された業者でリフォームを行なった。引渡し後20日経つが、じゅうたんやトイレの床など全体的にニオイがする。特に浴室のニオイが強く、使用していて喉が痛くなった。浴室のリフォームは古いタイルの壁にフィルム状の物を貼っているが、その際に使用した接着剤やシンナーのような物が原因ではないかと思う。ニオイを飛ばすために、浴室乾燥機を掛けて換気を繰り返しているが、中々軽減せず、浴室を使用できない状況が続いている。使用されたフィルムと接着剤は共に〇〇社のものである。業者に申し出たところ、使用した接着剤がF☆☆☆☆品であることを証明する書類を持ってきて、脱臭用にと活性炭を置いていった。しかしニオイは一向に

改善されない。自分としては、何らかの改善策の実施や補償を望んでいるが具体的な話しは進んでいない。耳鼻科に受診し、吸入等の治療を受けたが、医師には因果関係はわからないと言われている。化学製品 PL 相談センターは消費生活センターから紹介された。(高齢の女性) <消費者>

⇒F☆☆☆☆は、シックハウス症候群等の原因の一つと言われているホルムアルデヒドの放散量を表す記号で、☆の数が多いほど放散量が低く、F☆☆☆☆は最も放散量の少ない製品になります。ただし、ニオイの原因と考えられる物質はホルムアルデヒドだけではありませんので、ニオイに配慮していることにはなりません。一般的に、浴室乾燥機をかけて換気を繰り返す方法はニオイ除去に有効な方法ですが、中々軽減されないということは、施工上何らかの問題があった可能性があります。考えられる原因について、当センターからフィルムと接着剤の製造メーカーに問い合わせたところ、リフォーム業者経由で、当該製造メーカーの特約店に申し出て貰えば対応するとのことでした。リフォーム業者から特約店に連絡してもらうようにされてはいかがでしょうか。

- ◆ <塩素系カビ取り剤のニオイが取れない> 昨日、塩素系カビ取り剤を、自宅の廊下の壁全面に、ほぼ 1 本分使用した。使用後ニオイが取れないので、アルコールスプレーを掛けて拭き掃除をしたが取れた気配が無い。製造メーカーにニオイの取り方を問い合わせたところ、ニオイを取るには繰り返し水拭きをして乾燥させ、換気を心掛けること、またアルコールは塩素系カビ取り剤の主成分である次亜塩素酸塩と反応して有害なガスが出ることもあるので使わないこと、との回答であった。水拭きだけでは中々取れないように思うが、他に良い方法はないだろうか。化学製品 PL 相談センターは消費生活センターから紹介された。(中年の女性) <消費者>

⇒塩素系カビ取り剤は「浴室内のカビ汚れ」専用です。注意表示をよくご覧になって正しい使用を心掛けるようにしてください。また、ニオイを落すには、製造メーカーの指示に従ってください。塩素系カビ取り剤の主成分は次亜塩素酸ナトリウムですが、特有のニオイがあり、また酸性の物質と混ざると有害なガスが発生することがあります。また、塩素系カビ取り剤はアルカリ性であり、原液に直接触れたり、目に入ったりすると危険です。このため、使用後は水で十分に洗いがすことが必要です。浴室であれば水で洗い流すのは容易ですが、水で洗い流せない場所に使ってしまった場合は、繰り返し水拭きしてカビ取り剤をよく拭き取ることが大事です。その後、乾燥させて、換気をよくしておけば、多少の時間は掛かりますがニオイは徐々に抜けていくと思われます。

◆ 一般相談等

- ◆ <ボディソープの使用期限について> 「古いボディソープを何本か持っているが使用期限はあるか」との相談を市民から受けている。使用期限はあるものなのか。<消費生活 C>

⇒身体を洗う製品は薬機法で、未開封で適切な保存条件下で 3 年以上性状や品質が安定なものは使用期限を表示しなくてもよい、とされており、該当する製品には使用期限の表示はありません。ただし、保管状態によって変色、原材料由来のニオイの劣化、香料の揮散による香

りの変質等が起こる場合があります。古い製品が使えないということはありませんが、使用中に異常を感じるようならば、使用は差し控えた方がよいでしょう。

- ◆ <スプレータイプの除菌製品の安全性> 「次亜塩素酸水の除菌スプレーと二酸化塩素液を主成分とした除菌スプレーの安全性について」の相談をメールで受けている。化学製品 PL センターを紹介してもよいか。〈消費生活 C〉

⇒個別の製品の安全性については、その製造元が責任持ってお答えしますので、製造元の相談窓口などへお問い合わせください。なお、その成分個々についての情報はお答えしていますので、当センターをご紹介ください。

- ◆ <洗剤や柔軟剤のニオイによる体調不良の相談について> 最近、洗剤や柔軟剤でニオイの強いものが販売されており、ニオイによる体調不良の相談が増えている。その多くは、近隣の住人が干す洗たく物のニオイによる体調不良を訴えるものである。どのような製品が使われているか不明であったり、相談者が化学物質やニオイに過敏な体質であることも多く、対応に苦慮している。何か良いアドバイスはないだろうか。〈消費生活 C〉

⇒香料の安全性については、国際化粧品香料協会 (IFRA) が国際的に自主基準を作り、各国の香料工業会を通じて自主規制をしています。洗剤や柔軟剤に使われている香料も IFRA 基準に準拠したものが使用されています。しかし、ニオイは、人によって快・不快の感じ方の個人差が大きく、使用者にとっては心地よいニオイでも、周囲の人の中には不快に感じる方がいるのも事実です。こういったことを踏まえて、日本石鹼洗剤工業会では、「香りのマナー」についての啓発活動を行い、使用者に対し、製品の適正使用と周りの人への配慮を呼びかけています (http://jsda.org/w/01_katud/jyuunanzai_kaori.htm)。ご参考にされるとよいでしょう。

- ◆ <耐熱ガラスから出る白い粉の安全性> 業務用のスチームコンベクション (温風と水蒸気を用いて、一度に大量の調理を行う業務用の調理機器) のガラスドアの内側の油汚れがひどいので、240℃の温度をかけて熱くした状態で、専用のアルカリ性洗剤を使用したところ、ガラス表面が白くなってしまった。その後は中性洗剤で洗っているが、スチームを使用すると白い粉がでる。白い粉が食品に付着してそのまま食べた場合の安全性は大丈夫か。化学製品 PL 相談センターは消費生活センターから紹介された。〈事業者〉

⇒一般にスチームコンベクション専用洗剤は、熱変性した油汚れを落とすため、水酸化ナトリウム等のアルカリ剤を含む強アルカリ性の洗剤です。高温のガラスに使用したことでガラス表面を腐食し、曇りガラスのような状態にしてしまった可能性があります。白い粉は腐食されたガラスではないかと推察されますが、検査・分析を行っている訳ではありませんので断定はしかねます。スチームコンベクションの製造メーカーに問い合わせることはいかがでしょうか。また、ガラスドアが損傷を受けていると思いますので、機器を安全に運用する上で問題ないかについても確認されるとよいでしょう。尚、スチームコンベクション専用洗剤の高温での使用は大変に危険ですので、製品の使用説明書をよくお読みになり正しくお使いください。

- ◆ <リフォーム後のニオイについて> 4ヶ月前に1階の浴室と洗面所をリフォームした。リフォーム後からニオイがしていたが、3ヶ月経過した頃から2階の部屋のあちこちで湿気が高くなり、別の種類のニオイがするようになった。リフォーム時のニオイ成分が何かと反応したのではないかと。リフォーム業者に確認してもらったが、リフォームによるものではなく、単なる湿気でニオイについては確認できないと言われた。(中高年の女性) <消費者>
⇒リフォームしたことにより発生した成分と反応して3ヶ月後に湿気や別のニオイに変化することはありません。今回のニオイの原因はわかりかねますが湿気もニオイの軽減も換気をすることが有効です。湿気があるとカビも発生しやすくなるため、カビの栄養分となる汚れをよくふき取って換気をされるとよいでしょう。
- ◆ <EVA製スポンジを1歳児が誤食> 1歳児がEVA製スポンジを少量食べてしまったようだ。スポンジのメーカーに問い合わせたが、子供が食べてしまった場合についての安全性や処置はわからないと言われた。日本中毒情報センターの電話番号も調べているが化学製品PL相談センターでわかるか。今のところ子供の様子に変化はない。(若い女性) <消費者>
⇒EVAはエチレン・酢酸ビニル共重合樹脂の略称で、軽量かつ柔軟性と弾力性のある熱可塑性合成樹脂です。一般的にこういった樹脂類は、体内に取り込まれても、消化・吸収されず異物としてそのまま排出されます。製品の安全性については本来、製造メーカーが回答する責任がありますが、わからないとのことですので念のために日本中毒情報センターにもお問い合わせになってはいかがでしょうか。
- ◆ <インフルエンザワクチンに使われている防腐剤の安全性> 子供にインフルエンザワクチンを打ちたいが、防腐剤としてエチル水銀チオサリチル酸ナトリウムが使われていると聞いた。この防腐剤は安全なのか。化学製品PL相談センターはインターネットで知った。(若年の女性) <消費者>
⇒インフルエンザワクチンは医師が診断した上で処方される「医療用医薬品」です。安全性や副作用については医師にお問い合わせください。
- ◆ <布団の防ダニ加工の安全性について> 購入を検討しているポリエステル綿の布団に防ダニ加工が施されている。安全性はどうなのか。化学製品PL相談センターは消費生活センターから紹介された。(中年の女性) <消費者>
⇒当センターでは個々の製品の詳細情報は持ち合わせておりません。製造メーカーにお問合せください。布団は家庭用品品質表示法の規制対象品目です。繊維の組成などの表示が義務付けられており、また、表示者名などを付記し、責任の所在を明確にすることになっています。布団の表示者名を確認して、お問合せになるとよいでしょう。
- ◆ <エッセンシャルオイルの安全データシートを作成するには> 自社で扱っているエッセンシャルオイルを他の事業者販売するにあたり、安全データシートを添付したいが、どのように作成したらよいのか。化学製品PL相談センターはインターネットで知った。 <事業者>
⇒安全データシート(SDS)とは、有害性のおそれがある化学物質を含む製品を他の事業者に譲渡または提供する際に、対象化学物質等の性状や取扱いに関する情報を提供するための

文書です。化管法、安衛法、毒劇法で指定された化学物質やそれを含有する混合物について、GHSに基づく SDS (安全データシート) の交付やラベル表示が義務化または努力義務とされています。詳しくは、下記のパンフレットをご参照ください

(http://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/files/GHSpamphlet2017.pdf)。

SDS 作成にあたっての一般情報は経済産業省の HP をご参照ください

(http://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/law/msds/msds.html)。化学物質管理に係る相談については、厚生労働省の委託を受けて、テクノヒル株式会社が無償で相談に対応しています

(<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000046255.html>)。ご利用になってはいかがでしょうか。また、エッセンシャルオイルについて、一般的にどのような扱いがされているかは、香料全般を扱っている香料工業会にお尋ねになってはいかがでしょうか。

- ◆ <製品表示について> 具体的な内容については伝えられないが、消費者向けにある商品を販売するにあたり、製品表示の相談を受けている。A社から購入したものを小分けしてB社が販売する場合に製品に表示する社名・連絡先はB社のみでよいか。化学製品 PL 相談センターはインターネットで知った。<その他>

⇒製品に表示する社名・連絡先表示については、「家庭用品品質表示法」があります。当該法では製品の品質について事業者が表示すべき事項やその表示方法が定められており、表示の責任者として表示者名を付記することが決められています。当該法の対象でない場合にも、製品によっては業界内で自主基準が定められている場合がありますので確認されるとよいでしょう。製造物責任 (PL) 法では、事故の内容によりますが、基本的にA社もB社も製造業者と見なされ責任を負うことになると思われます。

- ◆ <柔軟剤などの強いニオイの規制を望む声> 市民からの投書で「自分は化学物質過敏症であるが、他人の使う柔軟剤や化粧品などのニオイ (香り) で体調不良になる。昔に較べると、街中にニオイが氾濫しているように感じる。誰しも、このような環境下で暮らすのは好ましくないと思うが、早急な規制が必要ではないか」との意見が届いている。この声をどのような所に届けたらよいだろうか。<消費生活 C>

⇒柔軟剤等のニオイによる体調不良を訴える相談は、当センターにも寄せられています。当センターでは、頂いた情報は月報や年報に、情報源が特定されない形で公表しています。また、関連する業界団体にも伝えて、常に情報の共有化を図っております。一般情報として、柔軟剤等に使用されている香料の安全性については、国際化粧品香料協会 (IFRA) が国際的に自主基準を作り、各国の香料工業会を通じて自主規制をしています。しかし、ニオイは、人によって快・不快の感じ方の個人差が大きく、使用者にとっては心地よいニオイでも、周囲の人の中には不快に感じる方がいるのも事実です。こういったことを踏まえて、日本石鹼洗剤工業会では、「香りのマナー」についての啓発活動を行い、使用者に対し、製品の適正使用と周りの人への配慮を呼びかけています

(http://jsda.org/w/01_katud/jyuunanzai_kaori.htm)。業界の動きとして、ご参考にされるとよいでしょう。



DIYで思わぬ事故を起こさない為に ～②漆喰～

最近、DIY (Do It Yourself) がちょっとしたブームです。テレビを見ると、毎日のように DIY を取り上げた番組が目につきます。DIY をやり始めた人が、部屋の模様替えに手をつける時に大きなポイントになるのが「壁」をどうするかです。一般的には壁紙ですが、漆喰を使った塗り壁も、部屋の雰囲気が大きく変わるので人気があります。塗り壁と言えば、かつては腕利きの左官職人の専売特許でしたが、昨今の DIY ブームもあって、素人でも手軽に取り組めるような製品が数多く販売されています。DIY で人気の漆喰ですが、塗る時にはちょっとした注意が必要です。



漆喰は消石灰を主成分として、これに砂、海藻のり、すさなどを混合して水で練ったもので壁や天井の仕上げに使用されます。主成分の消石灰は石灰石や貝殻を焼成して得られるものですが、化学名は水酸化カルシウムと言います。水酸化カルシウムは基本的には水に溶け難いのですが、少量溶解し強いアルカリ性を呈します。強いアルカリ性の水溶液は皮膚や眼を強く刺激し、損傷を与える作用がありますので、水溶液を皮膚につけると、皮膚を損傷し、化学やけどと言って、やけどに似た症状になることがあります。また眼に入ると、眼を損傷し、酷いときは失明してしまうこともあります。練り状の漆喰は水を含んでおり、強アルカリ性ですので、壁塗りをする時には、保護手袋と保護めがねを着用し、直に接触しないよう十分に注意する必要があります。もし皮膚についてしまった場合は、ヌルヌルした感触が無くなるまで流水で洗い流し、異常があれば皮膚科医を受診すること。眼に入ってしまった場合は、すぐに流水で 15 分以上洗い流し、異常がなくとも直後に眼科医を受診することです。

漆喰は、天然由来の建築材料であることも魅力のひとつですが、天然だからといって安全であるとは言えません。漆喰の特性を良く知って、思わぬ事故を起こさないよう気をつけましょう。

漆喰が乾いた後は大丈夫なの？

漆喰の主成分の消石灰 (水酸化カルシウム) は、空気中の二酸化炭素と反応して、徐々に炭酸カルシウムに変化します。この過程で硬くなって強度を増していく訳です。炭酸カルシウムは石灰石の主成分で水に不溶ですので、皮膚や眼への刺激・損傷性はありません。

珪藻土の壁にしようと思うのだが、漆喰と珪藻土はどう違うの？

珪藻土とは、藻類の一種である珪藻の殻の化石からなる堆積物です。水に不溶であり、漆喰のように強いアルカリ性で皮膚や眼を損傷することはありません。塗り壁に用いる場合、珪藻土だけでは固まらないため、つなぎ材は配合されますが、漆喰が使われることがあり、珪藻土と言いつつ漆喰が入っていることがあります。この場合、漆喰の性質が現われますので、皮膚や眼への刺激・損傷性に気をつける必要があります。

コラム



アク代官と鍋奉行

お鍋が美味しい季節となりました。食材を入れる順序や味付けなどを仕切る鍋奉行が活躍すると一層美味しくいただけますね。鍋奉行に対して、灰汁（アク）をこまめにとる人のことをアク代官というようです。今回は、このアクについて少し掘り下げてみたいと思います。



アクの本来の意味は藁灰（ワラバイ）や木灰を水に浸して上澄みをすくった液のことです。この液を使って、野菜などに含まれるえぐみ、苦味、渋みなどのクセのある味を下処理したことから、クセのある味そのものをアクと呼ぶようになりました。一般に、野菜などの下処理の段階でアクを取り除くことを「アク抜き」、鍋や煮物の調理時にお玉で取り除くことを「アク取り」と言うようです。

アクと言っても、野菜・山菜などの植物性食品や肉・魚などの動物性食品によってその成分は様々です。植物性食品のアクの成分には、えぐみのもととなるホモゲンチジン酸（タケノコなど）やシュウ酸（タケノコ・山菜・青菜など）、苦味のもととなるアルカロイド（山菜など）、渋みや変色のもととなるポリフェノール類（根菜など）があります。動物性食品のアクは、肉や魚に含まれるタンパク質が煮汁に溶け出して加熱により固まり、茶色い泡のようになったものです。

植物性食品のアクはほとんどが水溶性ですが、アク抜きの方法は食材によって異なります。植物は、動物や昆虫から種子、実、若芽などを食べられないようにするため、自ら天然毒素を作ることがありますがアクもその一つです。料理の味や見た目を損なうだけでなく、食品安全の観点からも適切なアク抜きをすることが大切です。

■水にさらす

ナス、じゃがいもなどは切った状態や皮をむいた状態で空気に触れると変色するため、空気に触れないようにすると同時にアクの成分を水に溶かし出します。

■酢水にさらす

レンコン、ゴボウなどの根菜はアクの成分が空気に触れると、酵素の働きによってメラニンという褐色の物質が生成されます。この酵素は酸性の状態では作用しなくなるため、水に少量の酢を加えておくと、さらに効果的です。

■米ヌカや米のとぎ汁を加えてゆでる

タケノコのアク抜きの方法としてよく知られています。ヌカに含まれている酵素の働きによってタケノコのかたい繊維が分解され、アクの成分が溶け出しやすくなるからです。

■茹でた後で水にさらす

ほうれん草、小松菜などの青菜類は、塩を一つまみ入れて沸騰させたお湯でさっと茹で、その後す

ぐに冷水に晒して冷まします。茹でることで、アクの主成分であるシュウ酸を取り除くことが出来ますが、溶け出したシュウ酸などの有機酸は、ほうれん草の緑色の色素であるクロロフィルをフェオフィチンという黄褐色の色素に変化させてしまいますので、すぐに冷水に晒して色止めをします。また、水に晒しすぎると栄養分も逃げてしまいますので、熱が取れたらすぐに取り出し、軽く水気を絞ってアク抜き完了です。

■重曹を加えてゆでる

繊維の多い山菜をゆでる時には木の灰や重曹などのアルカリ性物質を加えてゆでます。アルカリ性物質には繊維をやわらかくしてアクの成分を溶け出しやすくする効果があるほか、植物の緑色の元であるクロロフィルという色素を分解して、より鮮やかな緑色のクロロフィリンに変化させる性質があります。

肉や魚の動物性食品のアクは、加熱した時に煮汁に溶け出したタンパク質です。食べても害はありませんが、食材によっては臭みが強かったり、煮汁がにごるなど見た目も美味しそうに見えなくなるため、泡状で出てきたものをお玉などですくい除去します。このアクにはうまみ成分も含まれているため、鍋料理などでアクを取りすぎるとうまみも一緒に取ってしまうこととなります。アク取りの加減で美味しさも変わりますので、鍋奉行・アク代官の腕の見せどころです。



アク抜きの歴史を遡ると、遠く縄文時代にまで行き着きます。今から 2,300 年以上前の縄文時代（紀元前 131～4 世紀頃）にはナラ、カシ、シイなどのドングリ類が食べられていたことが、遺跡の発掘調査で分かっています。ドングリ類はアクが強くそのままでは食べることはできません。縄文人は水に晒したり、土器で煮たりしてアク抜きをして食べていました。特にトチの実のアク抜きには、水で晒した上に灰を混ぜて煮るといった複雑な作業が必要だったようです。また、保存用に粉状のでん粉にして、冬に備えていたことも知られています。まだ化学の概念のなかった大昔に、経験の中からアク抜きの方法を会得するには、気の遠くなるような長い時間が必要であったことでしょう。でも、それによって食物を美味しく食べていたのですね。

翻って忙しい現代人は、簡単で便利であること、時間が短縮できることを好しとしますが、日本人が長い時間を掛けて築き上げてきた“ひと手間掛けることで得られる価値＝アク抜き”にもっと注目し、上手に活用して行きたいものです。

参考にした情報

- ・「家庭の化学」一般社団法人 日本化学工業協会
https://www.nikkakyo.org/upload/plcenter/303_325.pdf

化学製品PL相談センター ニュースメールメンバー 登録受付中



『アクティビティノート』の発行や、催し物、出版物のご紹介など、当センターの最新情報を随時お知らせする e-メールサービスです。

- ・人数や資格の制限はありません。(誰でも登録できます)
 - ・費用は無料です。(インターネット通信費・接続費は各自でご負担ください)
 - ・お申し込みはE-mail (PL@jcia-net.or.jp) で。
(件名に「ニュースメールメンバー登録」とご記入ください)
- ①ご氏名(フリガナ) ②お勤め先(フリガナ) ③ご所属・お役職・ご担当など
④ご連絡先(勤務先か自宅かを明記)の住所・TEL・E-mailアドレス

※ご連絡いただきました個人情報は、当センターのプライバシーポリシーに則り適正に管理いたします。

出前講師のご案内



化学製品PL相談センターに寄せられた相談事例を基に、化学製品による事故を防ぐための生活上の注意点等についてお話させていただきます。

各地の消費生活講座や、地域のサークルの勉強会などに、ぜひご利用ください。

日時・費用・その他の詳細につきましては、お気軽にご相談ください。

(TEL 03-3297-2602 担当：登坂(トサカ))

アクティビティノートに関するご意見・ご感想をお待ちしております。

化学製品PL相談センター

〒104-0033 東京都中央区新川1-4-1 住友六甲ビル

TEL : 03-3297-2602 FAX : 03-3297-2604

URL : <http://www.nikkakyo.org/plcenter/>

本レポートに掲載した内容の無断転載を固く禁じます。